

企業 No. _____

裁量労働制の施行状況等に関する調査 (企業用)

(実施) 今後の労働時間制度に関する研究会

ご記入に当たっての留意事項

- 1 この調査は、裁量労働制や労働時間の実態を把握し、今後の労働時間制度の在り方を検討するための基礎資料を得るために実施するものですので、調査の趣旨にご理解を賜り、ぜひご協力をお願いいたします。
- 2 調査票は、企業としてのお立場で人事担当者の方がお答え下さい。人事担当者部門でお答えになれない場合は、他の部門の方にお答えいただいても結構です。なお、特段の断りのない限り、平成17年3月末日現在の状況についてお答え下さい。
- 3 ご記入いただきました調査票は、返信用封筒(切手不要)で6月10日(金)までに投函していただきますようお願いいたします。
- 4 なお、本調査の結果は統計的に処理し集計結果を利用いたしますので、貴社の回答結果が公表されることはありません。
- 5 本調査に関するご質問は下記までお願いいたします。
今後の労働時間制度に関する研究会事務局
東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel. 03-5253-1111 (内線 5526)
(担当: 小野田、橋口、金澤)

担当者

氏名 _____ 連絡先 _____

I 企業属性

1. 企業名

2. 所在地

3. 期間を定めずに雇われている常用労働者数と平均勤続年数をご記入下さい。

	本社計(企業全体)
常用労働者数	人(人)
平均勤続年数	年(年)

4. 貴社(企業全体)に労働組合はありますか。

1	ない
2	組合はあるが過半数ではない
3	過半数組合がある

Ⅱ 労働時間制度

1. 所定労働時間（休憩時間、残業時間は含みません）

就業規則等で定められた貴社（本社）の1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入下さい。（労働者の種類などによって異なっている場合には最も多くの労働者が適用されているものを記入して下さい。また、所定労働時間が日又は週により異なる場合は、平均値を記入して下さい。）

1日	時間	分	週	時間	分
----	----	---	---	----	---

2. (1) 貴社（企業全体）で採用している労働時間制度についてあてはまるものすべてに○をお付け下さい。フレックスタイム制を採用している場合にはコアタイムの有無についても○をお付けください。

本社	本社以外	
1	1	通常の労働時間制(1日8時間以内、週40時間以内)
2	2	1年単位変形労働時間制
3	3	1ヶ月単位変形労働時間制
4	4	1週間単位変形労働時間制
5	5	事業場外みなし労働時間制
6	6	フレックスタイム制(コアタイム(注)あり・なし)
7	7	裁量労働制

(注) コアタイムとは、労働者が必ず労働しなければならない時間帯をいいます。

→ 「7」を選択した場合は5頁の質問Ⅲ2へお進み下さい。

(2) フレックスタイム制についておたずねします（フレックスタイム制を採用している場合は①、採用していない場合は②について御回答下さい）。

①フレックスタイム制にはどのような問題がありますか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	労務管理が煩雑になる
2	取引先・顧客に迷惑がかかる
3	時間がルーズになる
4	社内コミュニケーションに支障が出る
5	清算期間中の特定期間に始業・終業時刻を固定することができない
6	清算期間が限定されている
7	その他()

②フレックスタイム制を採用していない理由は何ですか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	フレックスタイム制を導入する必要性がない
2	労務管理が煩雑になる
3	取引先・顧客に迷惑がかかる
4	時間がルーズになる
5	社内コミュニケーションに支障が出る
6	就業規則の変更が面倒である
7	その他()

3. 貴社における管理監督者の職位は次のいずれに該当しますか。

1	支社長・事業部長・工場長クラス(または同等処遇)
2	部長クラス(または同等処遇)
3	部次長クラス(または同等処遇)
4	課長クラス(または同等処遇)
5	課長代理クラス(または同等処遇)
6	その他()

4. 今後の労働時間管理のあり方についてどのようにお考えですか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	現行のままでよい
2	変形労働時間制の拡大
3	フレックスタイム制の拡大
4	裁量労働制の拡大
5	労働時間規制を受けない働き方の導入
6	その他()

Ⅲ 裁量労働制

Ⅱ 2 (1) で「7」を選択していない企業(裁量労働制を採用していない企業)についてお伺いします。

1. (1) 裁量労働制制度の対象業務や導入手続を知っていますか。

1	専門業務型・企画業務型ともに知っている	→ 質問(2)①へお進み下さい。
2	専門業務型だけは知っている	→ 質問(2)②へお進み下さい。
3	企画業務型だけは知っている	→ 質問(2)③へお進み下さい。
4	専門業務型・企画業務型ともに知らない	→ 質問3へお進み下さい。

(2) ①貴社(企業全体)に裁量労働制の対象となりうる業務はありますか。

	専門	企画	
対象業務がある	1	1	→ 対象業務がある場合は質問1(3)へお進み下さい。
対象業務がない	2	2	→ 対象業務が専門業務型、企画業務型の双方にない場合は質問2へお進み下さい。

②貴社(企業全体)に専門業務型裁量労働制の対象となりうる業務はありますか。

1	対象業務がある	→ 質問1(3)へお進み下さい。
2	対象業務がない	→ 質問2へお進み下さい。

③貴社(企業全体)に企画業務型裁量労働制の対象となりうる業務はありますか。

1	対象業務がある	→ 質問1(3)へお進み下さい。
2	対象業務がない	→ 質問2へお進み下さい。

(3) (2)①で対象業務が「ある」を選択した種類の裁量労働制について、貴社（企業全体）で裁量労働制を導入していない理由は何ですか。該当するものすべてに○をお付けください。

専門	企画	
1	1	現行労働時間制度で十分だから(必要性がない)
2	2	労働者からの要望がないから
3	3	制度導入に反対する労働者又は労働組合があるため
4	4	職場の管理が煩雑となるため
5	5	手続きが煩雑であるため
6	6	法的効果が少ないため
7	7	現在導入検討中であるため
8	8	その他 具体的に()内にご記入下さい

① (3)で「5」を選択された場合、具体的にどの手続きが煩雑と思われましたか。該当するものを3つまで（1つでも可）○をお付け下さい。また、最も煩雑だと感じているものについては、◎をお付け下さい。

a. 専門業務型

1	労使協定の締結
2	労使協定の労働基準監督署長への届出
3	健康・福祉確保措置
4	苦情処理措置
5	その他()

b. 企画業務型

1	労使委員会の設置
2	労働側委員の指名のための代表者選出
3	労使委員会の運営規程の策定
4	労使委員会の議事録作成
5	決議事項の委員の5分の4以上による合意
6	個別労働者からの同意
7	健康・福祉確保措置
8	苦情処理措置
9	「企画業務型裁量労働制に関する決議届」の労働基準監督署長への作成・届出
10	「企画業務型裁量労働制に関する報告」の労働基準監督署長への作成・届出
11	その他()

② (3)で「6」を選択された場合、具体的にどのような法的効果があればよいと思われませんか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めるべき
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外すべき
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外すべき
4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外すべき

5	現在のみなし労働時間制に代えて、完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外すべき
6	現在のみなし労働時間制に代えて、一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外すべき
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外すべき
8	その他 ()

2. 対象業務について

(1) 現在の裁量労働制の対象業務の範囲についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	狭すぎる	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	広すぎる	→ 次頁質問(3)へ

(2) (1)で「1」を選択された場合

① 専門業務型裁量労働制（専門業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	対象業務の専門性は「業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なもの」かどうかで判断すべき
2	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
3	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
4	その他 ()

b. 具体的に専門業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。

② 企画業務型裁量労働制（企画業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 企画業務型裁量労働制について「1」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	事業の運営に関する事項についての業務という限定は不要である
2	企画・立案・調査・分析の業務という限定は不要である
3	いわゆる生産工程に従事する業務等一定のものを除外し、その中で業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないものは対象とすべき
4	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
5	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
6	その他()

b. 具体的に企画業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。

(3) (1)で「3」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付けください。

①専門業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	一定の資格を必要とする業務に限定すべき
4	コンピテンシーなどの職務遂行能力を要件とすべき
5	その他()

②企画業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	対象業務は本社・本店の業務に限定すべき
4	コンピテンシーなどの職務遂行能力を要件とすべき
5	その他()

3. 労働時間等について

- (1) 貴社（本社）の平成17年3月の月間実労働時間は何時間ですか。（平均的な者と最長の者について記入して下さい）※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる月間実労働時間数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最長の者
専門業務型で働く労働者	時間	時間
企画業務型で働く労働者	時間	時間
管理監督者	時間	時間
上記以外の一般労働者	時間	時間

4. 休日労働、深夜労働について

- (1) 貴社（本社）の平成17年3月の休日労働(注)の回数は何日ですか。（平均的な者、最多の者それぞれについて記入して下さい）(注) 休日労働とは、法定休日労働及び法定外休日労働の両方を含みます。事前に休日が振替えられた場合は含みません。また、「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる休日労働日数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最多の者
専門業務型で働く労働者	日	日
企画業務型で働く労働者	日	日
管理監督者	日	日
上記以外の一般労働者	日	日

- (2) 貴社（本社）の平成17年3月の深夜労働は合計何時間ですか。（平均的な者、最長の者それぞれについて記入して下さい）※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる深夜労働時間数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最長の者
専門業務型で働く労働者	時間	時間
企画業務型で働く労働者	時間	時間
管理監督者	時間	時間
上記以外の一般労働者	時間	時間

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。